

占冠村宿泊税に係るQ & A

1 宿泊税について	4
Q 1 宿泊税とはどのような税金ですか。	4
Q 2 なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。	4
Q 3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。	4
Q 4 宿泊の定義を教えてください。	4
Q 5 村宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。	4
Q 6 村宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。	5
Q 7 宿泊税の税額はいくらですか。	5
Q 8 税率が変更されることはないのですか。	5
Q 9 宿泊料金が低額な場合、負担感が大きい場合、免税点を設けるべきではないですか。	5
Q 10 旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続が必要ですか。	5
Q 11 宿泊税は、宿泊税をどのようにして支払うのですか。	5
2 課税対象について	6
Q 1 幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。	6
Q 2 個人で民泊を営んでいる者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。	6
Q 3 長期滞在の場合でも課税対象となりますか。	6
Q 4 下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。	6
Q 5 観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか。	6
Q 6 宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。	6
Q 7 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象ですか。	7
Q 8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。	7
Q 9 休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。	7
Q 10 部屋ごとに料金をとっていますが、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。	7
Q 11 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金はようになりますか。	7
Q 12 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。	7
Q 13 公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。	8
Q 14 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に一人あたり宿泊税が課税されますか。	8
Q 15 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。	8
Q 16 宿泊料金には何が含まれますか。	8
Q 17 無料の食事が付いている場合、宿泊料金はようになりますか。	9

Q18 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどのようにですか。	9
Q19 宿泊料としてではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。	9
Q20 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいですか。	9
Q21 連泊の場合も課税されるのですか。	9
Q22 連泊割引における宿泊料金の考え方はどのようにですか。	9
Q23 企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどのようにですか。	9
Q24 宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。	10
Q25 利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどのようにですか。	10
Q26 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。	10
Q27 キャンセル料の取扱いを教えてください。	10
Q28 ホールドルーム等、実際の宿泊を伴わない利用の場合はどのようにですか。	10
Q29 インターネットカフェも対象ですか。	10
Q30 農村民泊は宿泊税の課税対象となりますか。	10
Q31 子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。	11
Q32 添寝の子どもについては、宿泊料金はとっていませんが、入館料を徴収しています。宿泊税の対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。	11
Q33 ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となりますか。	11
Q34 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどのようにですか。	11
3 課税免除について	11
Q 1 修学旅行生は課税対象ですか。	11
Q 2 修学旅行等の引率者は課税対象ですか。	11
Q 3 修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのですか。	12
Q 4 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。	12
Q 5 部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。	12
Q 6 スポーツ大会、合宿は課税対象ですか。	12
Q 7 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除となりますか。	12
4 宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者）向け	13
Q 1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	13
Q 2 特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。	13
Q 3 保存すべき帳簿や書類はこういったものですか。	13

Q 4	これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。	14
Q 5	旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。	14
Q 6	宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。	14
Q 7	各種申請書等はどこに提出すれば良いですか。	14
Q 8	宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。	15
Q 9	宿泊がない月でも申告が必要ですか。	15
Q 10	納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。	15
Q 11	占冠村に所在する宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、道税分はどのように納めたらよいですか。	15
Q 12	電子申告は可能ですか。	16
Q 13	宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。	16
Q 14	宿泊者から徴収する方法について教えてください。	16
Q 15	旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。	16
Q 16	宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。	16
Q 17	収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。	17
Q 18	会計システム上、1人で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。	17
Q 19	宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するときに使えるような広報物がありますか。	17
Q 20	外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。	17
Q 21	宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。	17
Q 22	民泊を営んでいます。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。	18
Q 23	申告や納入が遅れたらどうなりますか。	18
Q 24	郵便等を利用して納入申告書を提出し、担当部局への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。	18
Q 25	宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となるのか。	18
Q 26	売り掛けの場合の宿泊税の申告納入は、どうすれば良いですか。	18
Q 27	宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金がありますか。	18
Q 28	特別徴収事務交付金相当額を差し引いて申告納入してはだめですか。	18
5	旅行業関係者の方向け	19
Q 1	旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者になっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。	19

1 宿泊税について

Q1 宿泊税とはどのような税金ですか。
A1 宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する際に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき用途や税率が定められている法定外目的税です。 法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために、道府県・市町村が課することができる税です。 （地方税法第4条、第5条、第731条）
Q2 なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。
A2 占冠村が課す宿泊税は、緑豊かな占冠村の魅力を高め、北海道内でも誇れるリゾートを持つ自治体として持続的に観光振興に取り組む費用に充てるため、導入するものです。 宿泊税の用途（施策）の主なものは、地域の資源を活かした観光地づくり、地域の魅力の発信、人材の確保・育成、新たな観光インフラの整備や外国人対応などです。
Q3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。
A3 村の附属機関である占冠村の宿泊税に関する協議会において、占冠村の更なる発展のために宿泊者の満足度や利便性向上、地域経済と観光振興の好循環を生み出していくことが重要との共通認識から、観光施策の効果を享受する宿泊者に広く新税の負担を求めることで安定的な財源を確保し、好循環を醸成する施策展開を図るために検討した結果、「村内の宿泊施設に宿泊する者に対して課税する、法定外目的税の導入を検討すること」が望ましいとされたことを踏まえ、財源確保策として「宿泊行為への課税」が妥当であると判断したことによります。
Q4 宿泊の定義を教えてください。
A4 宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。 (1) その利用行為が契約上宿泊での取扱いであるもの (2) (1)以外で、日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
Q5 村宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。
A5 村宿泊税条例の施行時期については、令和7年7月22日に法定外目的税として総務大臣から同意を得て、同年8月13日に村宿泊税条例の施行規日を定める規則が施行され、令和8年4月1日と定めております。

Q6 村宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。
A6 村宿泊税条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が令和8年4月1日以降であれば、宿泊税が課税されます。
Q7 宿泊税の税額はいくらですか。
A7 村内の宿泊施設に宿泊した際、1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額が宿泊税として課税されます。 (1) 2万円未満 200円（占冠村宿泊税100円＋道宿泊税100円） (2) 2万円以上5万円未満 400円（占冠村宿泊税200円＋道宿泊税200円） (3) 5万円以上 1,000円（占冠村宿泊税500円＋道宿泊税500円）
Q8 税率が変更されることはないのですか。
A8 税率は占冠村宿泊税条例に規定されているとおりです。 なお、本条例では、施行後5年ごとに、社会経済情勢等の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。
Q9 宿泊料金が低額な場合、負担感が大きいため、免税点を設けるべきではないですか。
A9 村の宿泊税は、観光施策の効果を楽しむ宿泊者に広く新税の負担を求めることで安定的な財源を確保し、好循環を醸成する施策展開を図るため、宿泊料金の多寡にかかわらず、一定程度の受益があることから、免税点は設けず、広くご負担をいただくこととしております。 また、宿泊者は宿泊以外にも、移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられるため、免税点は設けず、広く課税することで公平性を確保することとしておりますので、ご理解ください。
Q10 旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。
A10 経営を廃止する際は、速やかに宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（規則 第9号様式）で廃止の申告をしてください。 ※別途、旅館業法又は住宅宿泊事業法上の廃止（停止）届の提出も必要になります。
Q11 宿泊者は、宿泊税をどのようにして支払うのですか。
A11 宿泊された宿泊施設へお支払いください。ただし、予約サイトや旅行業者への支払額に含まれている場合があります。

2 課税対象について

Q1 幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。
A1 宿泊税は、年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されるため、幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象です。 ただし、宿泊料金がかからない場合（添い寝の場合など）は、宿泊税は課税されません。
Q2 個人で民泊を経営している者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。
A2 宿泊税は、旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅において、宿泊料金を受けて宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、民泊も課税対象となります。
Q3 長期滞在の場合でも課税対象となりますか。
A3 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、当該宿泊が賃貸借契約に基づく利用行為で、旅館業の許可を必要としない場合は、宿泊税は課税されません。
Q4 下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。
A4 下宿営業の許可を受けた施設は、宿泊者のすべてが1月以上の期間を単位とする宿泊であり、一般的に「宿泊」よりも「生活の本拠」に近い状態で利用されているとみなし、課税しません。
Q5 観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか。
A5 旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的に関わらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。
Q6 宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。
A6 宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税はかかりません。 ただし、宿泊事業者以外の第三者（宿泊予約サイトのポイント付与、補助金・助成金）からの支払いによる割引により宿泊料金が無料になる場合は、割引前の金額を宿泊料金とし、宿泊税額を算出してください。 なお、宿泊施設の経営者自らのサービスにより宿泊料金が無料になる場合は、宿泊税はかかりません。

Q7 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象ですか。
A7 宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。 宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は対象となります。
Q8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。
A8 研修施設の場合、宿泊の対価として費用を徴収していない場合は課税されませんが、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当し、許可を受けた施設であれば、宿泊税の対象となります。
Q9 休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。
A9 いわゆるラブホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となりますが、休憩契約の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は、宿泊とみなしますので、課税対象となります。
Q10 部屋ごとに料金をとっていますが、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。
A10 1室を単位として料金を設定している場合でも、人数分の宿泊税が課税されますので、何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。
Q11 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金はどのようにしますか。
A11 1室での料金設定など、1人当たりの宿泊料金が不明であり、宿泊者ごとに宿泊料金を分離できない場合は、1室1日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。
Q12 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。
A12 低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。 ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

Q13 公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。
A13 ユースホステル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、課税対象となります。 宿泊者は行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、ご負担をお願いしています。 なお、宿泊施設により宿泊料金が免除されている場合は、宿泊料金が発生していませんので、課税されません。
Q14 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に一人あたり宿泊税が課されますか。
A14 旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式のテントをお客様が設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。 ただし、固定式のテントやグランピング、バンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は、旅館業法に該当するため宿泊税が課税されます。 なお、グランピング、バンガローなど、料金が施設や区画ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて支払うことになります。
Q15 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。
A15 1棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、幼児等も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。 このため、1棟1泊当たりの宿泊料金の総額を、幼児等を含めた宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とみなすことになります。
Q16 宿泊料金には何が含まれますか。
A16 宿泊税における宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれにかかるサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含みません。 【宿泊料金に含まれるもの】宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額 ・清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等 【宿泊料金に含まれないもの】 ・宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額、会議室の使用 ・休憩及びこれに類する利用行為に係る金額 ・消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税 ・自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等 ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 等

Q17 無料の食事が付いている場合、宿泊料金はどのようにですか。
A17 無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
Q18 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどのようにですか。
A18 宿泊料金と食事料金が一体となった料金設定で、分離が難しい場合は、事業者が把握している料金内訳や実情を踏まえ、支払額の一定割合を食事料金（相当額）とするなどして算出してください。
Q19 宿泊料としてではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。
A19 名称の如何に関わらず、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。
Q20 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいですか。
A20 災害により旅館業の許可を受けている宿泊施設を避難所として開設した場合などで、宿泊者から宿泊料金を徴していない場合は課税されません。
Q21 連泊の場合も課税されるのですか。
A21 連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
Q22 連泊割引における宿泊料金の考え方はどのようにですか。
A22 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。
Q23 企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどのようにですか。
A23 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金によります。 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から除いている場合は、これを除外する前の金額とします。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取扱って差し支えありません。

Q24 宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。
A24 宿泊施設が宿泊予約サイトに支払う手数料は、宿泊料金に含めて取り扱います。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取扱って差し支えありません。
Q25 利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどうなりますか。
A25 客室変更（アップグレード）により追加料金を徴した場合は、変更前の宿泊料金に当該追加料金を含めて宿泊料金とします。
Q26 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。
A26 短期間滞在する人をターゲットとしたいいわゆるマンスリーマンションなどについても、旅館業法の許可を受けて営業している場合は、宿泊税の課税対象となります。 この場合の月単位、週単位等の利用による宿泊料金、その期間における宿泊料金の総額を日数で除して得た金額を1室当たりの宿泊料金とします。
Q27 キャンセル料の取扱いを教えてください。
A27 キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されませんが、契約上、「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。
Q28 ホールドルーム等、実際の宿泊を伴わない利用の場合はどうなりますか。
A28 いわゆるホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為であっても、宿泊施設が宿泊料金を徴するなど宿泊行為として取り扱っている場合は課税対象となる宿泊となります。 この場合の宿泊者数は、宿泊施設が把握する人数とします。
Q29 インターネットカフェも対象ですか。
A29 旅館業法の許可を受けて営業している場合は、宿泊税の課税対象となります。
Q30 農村民泊は宿泊税の課税対象となりますか。
A30 住宅宿泊事業法の届出を行い、宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q31 子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。
A31 布団の貸出は寝具使用料に該当しますので、課税対象となります。 また、低廉な実費負担部分についての判断は、その料金が宿泊の対価にあたらない料金として、帳簿上、立替金として整理されているかで確認します。ただし、その立替金に類する以外の宿泊料金が無料の場合に限られます。
Q32 添寝の子どもについては、宿泊料金はとっていませんが、入館料を徴収しています。宿泊税の対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。
A32 当該入館料が、寝具使用料や入浴代などの利用行為の対価としていただくものであれば、課税対象となります。
Q33 ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となりますか。
A33 基本的な考えとして宿泊者ではないので、宿泊料金に含まれませんが、宿泊に係る清掃代やサービス料として宿泊施設が取り扱う場合は、宿泊料金に含んでいただくこととなります。
Q34 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。
A34 宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定します。）

3 課税免除について

Q1 修学旅行生は課税対象ですか。
A1 修学旅行等の一定の要件を満たす教育旅行については、課税を免除することとしています。
Q2 修学旅行等の引率者は課税対象ですか。
A2 児童、生徒等の引率を行う学校の関係者、心身の障がい等により介助を必要とする児童、生徒等の介助をする看護師や保護者等は課税免除となります。なお、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは対象となりません。

Q3 修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのですか。
A3 「修学旅行であることの証明書」については、特段様式を指定しておりませんが、修学旅行で当該宿泊施設に宿泊する旨が記載されている書面を、学校から提出していただき保管してください。この書面をもって課税免除とします。 ただし、仮にチェックイン時にこの提出がない場合でも修学旅行生であることが明確に確認できるのであれば、これを後日提出してもらうことで課税免除として取り扱っていただいて差し支えありません。
Q4 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。
A4 修学旅行の事前準備（下見）については、児童、生徒等が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除の対象とはなりません。
Q5 部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。
A5 部活の合宿は、課税免除の対象ではありません。課税免除の対象となるのは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、修学旅行のほか、林間学校など、学年、学校全体で実施される行事によって宿泊している場合です。
Q6 スポーツ大会、合宿は課税対象ですか。
A6 修学旅行等の一定の要件を満たす教育旅行についてのみ課税免除としているため、スポーツ大会、合宿は課税対象になります。
Q7 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除となりますか。
A7 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税が免除されます。なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。 - 課税が免除される施設 - 消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設 - 課税が免除される外国大使等 - 消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

4 宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者）向け

Q1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。
A1 旅館業の許可を受け、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く）を営む方、住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む方が特別徴収義務者になります。 ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定する場合がありますので、総務課税務担当にご相談ください。
Q2 特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。
A2 宿泊者から宿泊税を徴収し、占冠村に申告納入していただくほか、帳簿や書類の記載、保存を行っていただく必要があります。
Q3 保存すべき帳簿や書類はどのようなものですか。
A3 宿泊税では、納入申告書と宿泊税月計表の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類等について、次のとおり定めています。 ・ 帳簿（5年間保存） 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの （例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など） ・ 書類（2年間保存） 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの （例：契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書など）なお、帳簿、書類の保存義務等違反については、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が設けられておりますので、ご注意ください。

Q4 これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A4

宿泊税に関する手続きの流れは、以下のとおりです。

1. 旅館業の許可又は住宅宿泊事業の届出の手続きをする。
2. 宿泊税特別徴収義務者申請書を経営開始の前日までに宿泊税を課す総務課税務担当に提出する。
3. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
4. 徴収した宿泊税について申告期限までに宿泊税を課す総務課税務担当に納入申告書を提出し、宿泊税を納入する。

ご不明な点は、総務課税務担当までご相談ください。

Q5 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。

A5

旅館業の許可を受けた方（以下「宿泊事業者」といいます。）が特別徴収義務者になりますが、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の申告納入に責任を持つ方を、宿泊税を課す総務課税務担当が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。詳しくは担当までご連絡ください。

※1 実質的経営者を特別徴収義務者に指定する場合（施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合）は、次の書類を追加添付してください。

- ① 実質的経営者である旨の申立書
- ② 許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写）
- ③ 宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）

※ ②の契約書面等で確認できる場合は不要

Q6 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。

A6

村のホームページから各種様式をダウンロードできます。

【村ホームページ】 <https://www.vill.shimukappu.lg.jp>

Q7 各種申請書等はどこに提出すれば良いですか。

A7

総務課税務担当に提出してください。

Q8 宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。

A8

村では、特別徴収義務者の申告事務の負担を軽減する観点から、毎月の申告納入によらず、3ヶ月分をまとめて申告納入する制度としています。

特別徴収義務者の方は、申告期限までに、徴収対象期間分の宿泊税額について納入申告書を提出し、納入書により納入してください（申告期限が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、その翌開庁日が申告期限となります）。

納入申告書の提出は、eLTAXにより電子的に行うことができるほか、郵送等により行う場合は、総務課税務担当に行なってください。また、徴収した宿泊税は納入期限までに、eLTAXにより電子納入するか、納入書によりお近くの金融機関もしくは役場会計室、トマム支所窓口で納入してください。

なお、申告期限及び徴収対象期間は次のとおり定める期限までに申告納入してください。

※納入申告書の提出は、毎月毎の提出も可能です、総務課税務担当までご相談ください。

徴収対象期間	申告期限
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日
12月1日から2月末日まで	3月末日

Q9 宿泊がない月でも申告が必要ですか。

A9

宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため、納入していただく必要はありませんが、適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が0円の場合も、0円と記載した納入申告書の提出をお願いします。

Q10 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。

A10

口座から引き落としはできませんが、eLTAXにより金融機関等に行かなくても納入することが可能ですので、是非ご利用ください。納入書により納入する場合は、お近くの金融機関もしくは役場会計室、トマム支所窓口で納入してください。

Q11 占冠村に所在する宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、道税分はどのように納めたらよいですか。

A11

地方税法の規定にもとづき、市町村が一括して道税の課税と徴収を行いますので、占冠村宿泊税と併せて道宿泊税を納めてください。

Q12 電子申告は可能ですか。
A12 宿泊税の電子申告は、eLTAXからご利用いただけます。 詳細につきましては、「占冠村宿泊税 特別徴収事務の手引き」をご参照ください。
Q13 宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。
A13 地方税法上、納税義務者（宿泊者）が納税しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、特別徴収義務者（宿泊事業者）が、市町村に納入したうえで、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に、宿泊税に相当する金額を求償することになります。 （地方税法第733条の15第3項） 特別徴収義務者が求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方税法上、地方団体においても必要な援助をしなければならないと定められておりますので、総務課税務担当にご相談等いただきながらの対応となります。 （地方税法第733条の15第4項） このような場合は、宿泊者に制度が行き届いていないことが一因と考えられますので、村としましても広報により周知を行ってまいります。 宿泊事業者様におかれましても、宿泊者に対する周知に御協力いただきますようお願いします。
Q14 宿泊者から徴収する方法について教えてください。
A14 徴収方法については定めておりませんので、事前決済の際に宿泊料金とあわせて徴収する、現地で徴収する等、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択していただくことになります。
Q15 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。
A15 条例において、旅館業等を経営されている方を特別徴収義務者と定めておりますので、旅行代理店等から直接一括して村に申告納入していただくことはできません。
Q16 宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。
A16 宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税の金額も、消費税の対象となる場合がありますので、ご注意ください。 日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。 なお、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。

Q17 収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。

A17

領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくことになりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくことになりますので、ご注意ください。

なお、印紙税の考え方については、国税庁のホームページや税務署へお問い合わせください。

Q18 会計システム上、1人で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。

A18

帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくことになります。

ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。(宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。)

Q19 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するとき使えるような広報物がありますか。

A19

宿泊税の周知につきましては、宿泊者に円滑に宿泊税を納付いただくために、宿泊施設や公共施設等に掲示するポスターや宿泊事業者様が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのリーフレットを作成する等、宿泊税の周知を徹底してまいります。

広報素材は村のホームページにも掲載予定ですので、ぜひご利用ください。

【村ホームページ】

<https://www.vill.shimukappu.lg.jp>

Q20 外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。

A20

多言語に対応したリーフレットを作成する予定ですので、当該リーフレットを使って宿泊税が課税される旨のご説明をお願いいたします。

Q21 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。

A21

宿泊者が宿泊税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者にご負担をお願いします。

Q22 民泊を営営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。
A22 所得の申告方法につきましては、国税庁のホームページや最寄りの税務署にお尋ねください。
Q23 申告や納入が遅れたらどうなりますか。
A23 申告の遅れに対しては不申告加算金、納入の遅れに対しては延滞金がかかる場合がありますので、ご注意ください。
Q24 郵便等を利用して納入申告書を提出し、担当部局への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。
A24 原則として、担当部局に届いた日が申告日となりますが、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。 なお、申告書等は信書に該当するため、信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等は利用できません。
Q25 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となるのか。
A25 宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなるので、チェックインの日付を基準としてください。月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。
Q26 売り掛けの場合の宿泊税の申告納入は、どうすれば良いですか。
A26 宿泊があった月の翌月に申告納入するよう、お願いします。
Q27 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金がありますか。
A27 道が特別徴収義務者に対して交付する交付金については、原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の2.5%（当初5年間は3.5%）を交付します。 占冠村においても北海道と同様、宿泊税額の2.5%（当初5年間は3.5%）を交付します。
Q28 特別徴収事務交付金相当額を差し引いて申告納入してはダメですか。
A28 特別徴収事務交付金は、宿泊税の特別徴収事務の特殊性にかんがみ、申告納入制度の円滑な運営に資するため、特別徴収義務者が法定納期限までに納入した額に一定割合を乗じた額を毎年度の予算の範囲内において交付するものであり、交付対象であることの確認等が必要なため、差し引いて申告納入することはできません。

5 旅行業関係者の方向け

Q 1 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A 1

旅行業者が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできますが、宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者とホテル、旅館等との間で取り決めをしていただくことになります。

なお、旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記するようお願いします。